

ヒルデスハイム司教座聖堂参事会の人的構成

山田欣吾

司教ヨーハンの死去(一二六〇年九月一日)から約四週間のち、ヒルデスハイム司教座聖堂参事会(Domkapitel)はわずか十三歳の副助祭(subdiacon)オットー・フォン・ブラウンシュヴァイクを全会一致で後継司教に選出した⁽¹⁾。司教選挙につきものの内紛ひとつなく進出したこの選挙は、取り澄ました手際よさの故にむしろ一層くっきりと、この人選の異様さを印象づける。

オットーの選出は二重の意味において尋常でなかった。まずその年齢。いうまでもなく、司教は「使徒の後継者」として、およそ教会の全階層構成の中で最も広汎な聖務権限を集中するかなめの地位をなすと同時に、ドイツでは特殊に、一個の領邦国家(司教領国 Hochstift)を統治する君主でもあった。だから、この要職につきう

るものの資格について、すでに第三ラテラノ公会議(一七九九年)は、一定品級以上の聖職者であること等々の条件のほか、三十歳以上の年齢に達し、その行為と知識によって検証された者でなければならぬという決定をくだしていた⁽²⁾。つまり、オットーの選出はただ常識に外れていたというにとどまらず、はっきり教会法に抵触していたのである。

もう一つ、オットーの選出を奇異に感じさせるのは、かれがヒルデスハイムにとって宿命的に危険な隣邦の君侯、ヴェルフエン家のブラウンシュヴァイク公アルブレヒト(大公)の弟であって、同公と教会との間には目下フェーデ状態が続いていたという事情である。すなわち前々司教ハインリヒの時代いらいアルブレヒト公との間

で戦われてきたフエーデは——筆者が別稿で述べておいたように——まだ最終的和解にいたることなく、一時休戦の宙吊り状態におかれていたのがこの時点なのである。

こうした情勢のもとで、なぜこの異例の選挙が行なわれたかについて、同時代の文書史料は一つも証言を残していない。『ヒルデスハイム年代記』も、単に、同教会の参事会員であったオットーが数え年十四歳にして司教に上申された (*postulat*) と事実だけを記し、その四年後に上申が教皇によって認められ、さらにその十年後にかれが司教の地位を正式に許されるまでの経過を報ずるのみである。⁽⁴⁾ つまり、われわれは同時代の史料に事の説明を聞くことは出来ないのであるが、この点についてはじめて、しかも興味深い言及をしているのが十五世紀末に書かれた『ザクセン年代記』⁽⁵⁾ である。それによれば、オットーの選出は係争中の要衝バイネを確保するために聖堂参事会が考えたした老獪な策 (*behendichey*) であって、公は弟が司教となることに満足し、また弟司教じきじきの願いを容れて、「かれがヒルデスハイム司教たる間はバイネを司教領国の手に委す」ことに同意したと

いうのである。『年代記』の作者がこうした説明をする上で、何らかの史料根拠を手許にしていたのかどうかは分らない。しかし、この解釈はときの状況、その後の事態の展開に照して辻褃が合っている。すなわち、休戦の時点で教会側はバイネをはじめ北のデーペナウ、南東のルターと各戦線にわたり、間違いなく実力以上に有利な地歩を占めていたのであるが、その状態を固定し、ブラウンシュヴァイク公に承認させるためにかれの実弟の司教推挙がなされた可能性は決して小さくない。

もちろん、この推測の当否はオットーがその後司教領国主としてとった態度をも合せ考えてはじめて判定するものであり、それは家門の利害と領邦の利害の絡み合いついていう角度から興味深い問題を構成するのであるが、残念ながらこの場でそれに立入る余裕はない。ただ本稿の主題との関連を考慮して大筋だけを述べておけば、オットーは約二十年間の司教在位期間を通じ、家門の利害によって動かされること少なく、領邦の利害にかかわる諸問題をめぐり、しばしば兄のブラウンシュヴァイク公およびリユネブルク公と対立したばかりか、ついには前者との全面対決ともいふべき大規模なフエーデにまきこ

まれ、そのさなかでこの世を去る⁽⁸⁾。オットーのごうした態度は、基本的には、およそ司教領国における政治的意志形成が一個の家門的利益——それがいかに強力であれ——の直通を許さないような仕組みをもっていたことと関連していたはずである。そして、その仕組みを理解するためにも、本稿の主題たる聖堂参事会の人的構成の分析が不可避免的に要請されるのである。

ところで、オットーは教会法上、司教たるに必要な資格を欠いていたから、聖堂参事会は通常の選任手続きをとることができず、選出された人物を教皇に「上申」して裁断を待たなければならなかった。そこで一二六〇年一〇月九日教皇あての「上申書」⁽⁹⁾が出されるのであるが、それはわれわれに、この時点におけるヒルデスハイム司教座聖堂参事会全員の名前を知る稀有の機会⁽¹⁰⁾を提供する。というのは、当該文書は参事会首席ルードルフ以下一人一人の参事会員が同文の短い上申を連ね、最後にこの人選が参事会の総意である旨の認証で締め括るといふ形式をとっているからである。

(1) 一般には Lintzel, H. A. *Geschichte der Diözese und Stadt Hildesheim*. 2. Bd. Hildesheim 1858, S. 264 f.

Bertram, Adolf, *Geschichte des Bistums Hildesheim*. 1. Bd. Hildesheim 1899, S. 282 f. を参照。

(2) Werninghoff, Albert, *Verfassungsgeschichte der deutschen Kirche im Mittelalter*. Leipzig 1907, S. 50. 同教の地位、権限、選任方法などについては右のほか *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*. Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft. 3. Aufl. (1957), Bd. 1, S. 1303-1306 (H. Barton), Bd. 3, S. 1549-1564 (E. E. Stengel) を参照。

(3) 拙稿「十三世紀中葉におけるヒルデスハイム司教領国」(『人文科学研究』一七、一九七七)五二頁以降および六七頁以降。

(4) *Chronicon Hildesheimense*. Hg. v. H. G. Pertz. MGH, SS. 7. 1846, S. 863.

(5) *Chronicken der Sassen*. Mainz 1492. 書物として出版されたものとしては最初の低地ドイツ語の版面入り年代記。著者名なしで刊行された本書を、のちにライプニッツは図版を大幅に削った上で *Scriplorum rerum Brunsvicensium*. Bd. 3. 1771. S. 277-423 に再録する。その際、これは底本に使った一書の書きこみを根拠にして、本書の著者をブラウンシュヴァイクの金細工師コンラート・ポーターであると考証してこの作品に *Chronicon Brunsvicensium Picturatum dialecto Saxonica conscriptum auctore Conrado Bohone cive Brunsvicensi*. のタイトルを冠した。

しかし、近年、かれの著者考証に対しては疑問が提起された。本書の著者は実は『キートン・シムスター』の作者、『シムスター』や『世界年代記』の著者キートン・ポーラにほかに間違ひなくとう有力な考案が出たのである。キートン・ポーラにのつては、回教護世「キートン・キートン・シムスター」——文献学から社会史へ——(『思想』六六三号、一九七九)を、また『キートン年代記』の著者としてのキートンには、Hucker, Bernd Ulrich, Hermann Bote, um 1467-1520. in: Niedersächsische Lebensbilder. Bd. 9. Hildesheim 1967. S. 5ff. を参照。

(9) *Chronicon Brunsvicensium picturatum*. S. 367: In dem do straff bischopp Johannes. Do bedachten de stichte notendusse behendicheyt und koren hertoghen Albrechtes broder to eynem bischoppe geheten Otto. Do sede hertoghe Albrecht, des were he wol to frede, dat syn broder eyn bischopp worde, sunder Peyne, dat scholde syn wesen. Do kam syn broder bischopp Otto unde bat, dat he ome Peyne to dem stichte leyte de wile dat he eyn bischopp to Hildessem were; dar gaff oen hertoghe Albrecht das jawort dar to.

(7) 前掲拙稿、六八、七二頁。

(8) 註(1)の文献のほかに Bähr, Adolf, Albrecht I., Herzog von Braunschweig (1252-1279), in: Jb. d. Ges. Vereins f. d. Herzogtum Braunschweig 13. 1914. S.

54ff. Zillmann, Sigurd, Die weltliche Territorialpolitik im 13. Jahrhundert (1218-1267). Braunschweig 1975. S. 30ff. を参照。

(9) Urkundenbuch des Hochstifts Hildesheim und seiner Bischöfe. bearbeitet v. H. Hoogeweg (Zür. UB. H. Hild. 2 略記) III. 3. S. 2f.

(10) 中世にあってはキートンの名簿を作る動機はなかなか、その人的構成をある時点での横断面図の形で伝えるような史料は、全く偶然の機会でもなければ残らなかった。キートン・シムスターの場合、つねにこの種の史料が現われるのは一三六三年である。他の大聖堂参事会についてもキートン全員の名前を記載した史料が初めて伝承されるのは、たゞ一三十四世紀以降である (Paderborn 1341, Goslar 1355, Halberstadt 1368 usw.)。

二

一三六〇年の「上申書」は、かつて一度ゲオルク・ライによりヒルデスハイム司教座聖堂参事会の身分関係についての研究の中で分析されたことがある。しかし、アロイス・シュルテの指導下で成ったこの学位論文は、その後、次いで現われた近隣司教座教会に関する同種の研究と同様、見逃しがたい欠陥を含んでいた。程度の

差こそあれ、それらに共通して認められる躁忽たる作業方法が無数の細目確認上の誤りをもたらしたことは、近時の緻密な研究の進展とともにいよいよ明白となりつつあるが、それにもまして強調しなければならぬのは、そうした作業方法をほとんど必然的たらしめた課題設定の欠陥である。

ラマイをはじめ当時の若手研究者が司教座聖堂参事会の身分構成を調査する場合、かれらの作業は全くシュルテの問題のたて方によって規定されていた。周知のようにシュルテは一連の著作とりわけ『中世ドイツの貴族と教会』⁽⁴⁾において、中世身分制史の研究に新しいページを開き、ドイツ中世の教会が圧倒的に貴族的性格をもっていたことを鮮かに示してみせた学者であるが、その基本関心はひとえに中世ドイツにおける「貴族自由人」⁽⁵⁾の意義と持続性とを証明することにあつたから、かれの目は中世社会における「身分」の複雑さに開かれることなく、専ら貴族層の中の「自由」部分と「不自由」部分とを峻別することだけに向けられることになつた。だから、かれが教会や修道院の身分構成を観察する場合、その狙いは、実は当該聖職者集団が「自由貴族的」であるか否

か、どの程度まで「貴族自由人的」であるかをつきとめることに絞られていたと言ふことが出来るのである。シュルテの研究関心のこうした特色は、かれが教会の身分構成の型を云々しながらその実——少なくとも始めのうちは——「自由貴族的」ないし「自由身分的」と、「身分混合的」の二類型しか構成しなかつたことに何よりもよく示されている⁽⁶⁾。したがって、シュルテにおいては、かれの企図する成果をよりよく達成するためには、研究の骨格としての諸身分概念はむしろ厳しく固定的につくられる必要すらあつたのである。

シュルテの影響は驚くほど大きく、その問題のたて方は極めて多くのフィールドワークにほとんど機械的に適用された。ラマイの研究もその一つであり、作業の主要目的はヒルデスハイム司教座聖堂参事会について、シュルテの意味における身分構成の型を確かめることにおかれていた。だから、一見入念風の個別家系に関する叙述も、実の狙いは当該ドームヘルが「自由貴族」であるか「不自由貴族」であるか「市民」であるかを仕分けることだけなのであり、その結果を一世紀ごとに集計し、諸「身分」間の数量的比率を確認することによって研究の

目的は達せられたものとされたのである。⁽⁶⁾一二六〇年の「上申書」を観察する際にも、ラマイは同じ設問の枠内にとどまり、二九名のドームヘレンの「身分」帰属を検討し、それを左のような表にまとめることをもって――

身分	人数	百分比
Herzöge	1	3.5
Grafen	8	28
Freiherren	5	17
Ministerialen	8	27.59
Bürger	1	3.5
Unbestimmt	6	20.69

それ自体修正を要することは後述する――叙述を終了する。⁽⁷⁾

この表が何を意味するかについての解釈は一切ない。当該聖職者集団がシュルテの意味において「身分混合的」たることは余りに明らかだからである。しかし、一二六〇年のヒルデスハイム司教座聖堂参

事会に対して「身分混合的」という類型規定をなしたからといって、その時代のヒルデスハイムの何が分ったというのだろうか。図式的で瘦せこけた問いかけに対しては、いかに貴重な史料といえども、答えを返す術はあるまい。

以下では筆者も一二六〇年の「上申書」を手がかりとして、ドームカピテルの人的構成を検討することにな

るが、その問題はただドームヘルの身分的出自への興味からではなく、ヒルデスハイム司教領国の国制 (Verfassung) を具体的に把握したいという関心から発したものである。ドームカピテルは制度上、司教領国の政治的意志形成における最も重要な機関である⁽⁸⁾ということどまらず、十三世紀初頭らしいのヒルデスハイムの歴史の中では、領国形成の支柱ないし推進者としての役割を特別に強く発揮しており、⁽⁹⁾こうした事情を考えると、ドームヘル全員の顔ぶれを知りうる機会には、領国の政治構造を問う観点からして見逃しえぬものなのである。

(1) Lamay, Georg, Die Standesverhältnisse des Hil-deshemer Domkapitels im Mittelalter. Diss. Phil. Bonn 1909. S. 31ff.

(2) Thiekötter, Hans, Die ständische Zusammensetzung des Münsterschen Domkapitels im Mittelalter. Diss. Phil. Münster 1933. Hanneken, Maria, Die ständische Zusammensetzung des Paderborner Domkapitels im Mittelalter. in: Westf. Zs. 90. II. 1934. S. 70-170. Dräger, Wilhelm, Das Mindener Domkapitel und seine Domherren im Mittelalter. in: Mindener Jb. 8. 1936. S. 1-119. Kranke, Ferdinand, Die Osnabrücker Domherren des Mittelalters und ihre ständische und land-

schaftliche Herkunft. Diss. Phil. Munster 1940.

(3) 例として、マヤノの研究方法の最大の欠点は、史料群の索引を無批判に頼った点にある。マヤノ「メー・ルン・マヤノ」の24の編へ批判を加えよう。Meier, Rudolf, Die Domkapitel zu Goslar und Halberstadt in ihrer persönlichen Zusammensetzung im Mittelalter, mit Beiträgen über die Standesverhältnisse der bis zum Jahre 1200 nachweisbaren Hildesheimer Domherren. Göttingen 1967. S. 35f. Anm. 78.

(4) Schulte, Aloys, Der Adel und die deutsche Kirche im Mittelalter, Studien zur Sozial-, Rechts- und Kirchengeschichte. 2. Aufl. 1922 (Nachdruck, Darmstadt 1958).

(5) 第二版の巻末に附された補遺のなかで、「シトルテはどのような類型構成の欠点を自認し」、「edelfreier」、「freiständischer」、「gemischtadiger」、「gemeinständischer」Konventの四類型を考へる必要がある」と述べている。*ibid.* Nachtrag S. 3.

(6) Lamay, G. a. a. O., S. 31ff. bes. 37.

(7) *ibid.* S. 33. 右の欄の合計が100にならないのも妙である。シトルテにならなくても確固たる実体的枠として指定されている諸身分が実際には遙かに複雑で可変的だったことは、最近ますます明らかになりつつあり、中世における諸身分概念はいまや全面的な検討のしなおしに

あつてはならない。その点に留意して、ウィルヘルム・フレンク、Josef, Die Entstehung des niederen Adels und das Rittertum. in: Fleckenstein, J. hrsg. v., Herrschaft und Stand. Untersuchungen zur Sozialgeschichte im 13. Jahrhundert. Göttingen 1977. S. 17ff. 44-45 貴族画良「中世諸君は我々のクリスチアノス——ノルマン諸君を中心として——」(『山梨大学教育学部紀要』五(一九七四)のちを挙げてみる)。

(8) 一般的には「もしあたり前節注(2)の文献を、またヨシキス・マヤノの「マヤノ・マヤノ」Maring, Johannes, Diözesansynoden und Domherren-Generalkapitel des Stifts Hildesheim bis zum Anfang des XVII. Jahrhunderts. Hannover 1905. Hoffmann, Robert, Die wirtschaftliche Verfassung und Verwaltung des Hildesheimer Domkapitels bis zum Beginn der Neuzeit. Münster phil. Diss. 1911. を参照。

(9) ヒルデスハイムのカピートルはすでに司教アレクサンダー(一一七〇—一一九〇)のもとで「大特権状」(Großes Privileg)を獲得(UB. H. Hild. 389, 1179 März 28)「聖俗両面にわたる司教の重要な行政に対する協議・同意権を認めさせていたが、司教ジークフリート一世(一一一六—一一二二)の時代にこの権利は領国統治の側面において大きな展開を示した。すなわち、司教の選出に際してカピートルはいわゆる「選挙誓約」(Wahlkapitu-

lation) を新司教に約束させることになってからの統治を方向づけたばかりでなく (UB. H. Huld. I. 683 (1216, vor Mai 11))、同司教の老齢による辞職に際しては、在位期間の統治について「始末書」(Rechnenschaft) を提出させらる (UB. H. Huld. I. 763, 1221 (Mai—Juni)) のである。この時期以降の領国史におけるドームカビーテルの意義については、拙稿「ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策」(『経済学研究』一八、一九七四) および、とくに前掲拙稿二八頁以降、七四頁以降を参照。なお、司教アプロークの「大特権状」については、Heinemann, Wolfgang, Das Bistum Hildesheim im Kräftespiel der Reichs- und Territorialpolitik vornehmlich des 12. Jahrhunderts. Hildesheim 1968. S. 278f. Hantsche, J. C., Die Entstehung des ausschließlichen Wahlrechtes des Domkapitels zu Hildesheim. in: Arch. f. kath. Kirchenrecht, AF. 71. NF. Bd. 65, 1894. S. 7ff. を参照。

三

以下の考察に当っては、「上申書」に書かれている順番にしたがって各ドームヘルに通し番号をつけ、まず史料記載の名前、職名、品級などを示し、ついでその人物確認、出身家門の身分考証、ヒルデスハイム司教領国を

とりまく政治的關係の中でのその位置などを可能な限り手短かに記述することとしたい。

① *Indolfius prepositus Hildensensis ecclesie* この大聖堂参事会主席がヴェールデンベルク伯家 (von Wohldenberg) 出身のルートドルフであることは特別の考証を要しない。かれは一二三八年ドームヘルとして史料に初登場したのち諸種のポストを歴任するが、一二五一年らい七〇年に死去するまでドームアプローストの地位にあった。つまり、かれは司教ハインリヒ、ヨーハン、オットーの三代を通じて文字通り領邦権力の中核にいて領国政治を指導していたのであり、ブラウンシュヴァイク公家とのフェーデ、休戦・和約のかけひき、幼いオットーの司教選出等この間の重要な対外、対内政策は、この人物の意志と特に分ち難く結びついていた。

ハルツ西北縁を中心に広大な所領、諸権利を領有していたこのグラーフ家は、明らかにヴェルフエン公家に次ぐ勢力の家門であったにもかかわらず、独立した領国支配を形成するに至らず、十三世紀中葉以降つぎつぎに重要な所領、諸権利を主としてヒルデスハイム司教に引渡し、一二七五年には本拠のヴェールデンベルク城と附属諸権利さえ司教に売却した。同家は十四世紀末の家系断絶にいたるまで、もちろんヒルデスハイムの領邦貴族になり下ったことはないが、司教領国との利害共同關係は極めて顕著であり、各世代にわたって必ず二人程度のカノニクスを司教座教会に送るほか、十四世紀初頭には続けて二人の司教を一門から輩出している。つまり、ヴォー

ルデンベルク伯家は事実上十三世紀中葉くらい、司教領国の安定と強化の中に一門そのものの利益を求めざるをえないような関係に入りこんでいたのである。

② *Johannes decanus emden* 一二五九年から一二七六年までドームデカン(カビートル内部の規律の監督者)のポストを占めていたヨーハンは、一二六二年バーダーボルンで作られた一証書から、修士の学位をもつヨーハン・フォン・シルデシエ(*von Schildesche*)であることが分る。ラマイは一切の根拠を示すことなくシルデシエをバーダーボルン司教のミニステリアールと断定しているが、全くの誤りである。バーダーボルン司教座聖堂参事会の身分構成を研究したハネケンもこの家門をつきとめることができず、ビーレフェルトとハーフォードに「*de Schildesche*」という市民が認められるところから、バーダーボルンのカノニクスも或いは市民身分に属する家柄ではないかと推測した⁽⁵⁾。しかし、この推測も完全に見当はずれである。この地方の貴族、騎士に関する諸研究は一つも「シルデシエ家」なるものにふれていないのであるが、実は、これもある意味では当然であって、結論から言えば、シルデシエというのはルール地方の有力ではないが名門の一貴族アルダイ(*Ardai, Herdecke*)家の別の呼称にすぎないのである。アルダイ家については今日までのところ詳しいことは何も分っていないが、ここでは、ただ、それがヒルデスハイムを遙か遠く離れた地方に居城と所領をもつ旧貴族だということを描いておけば十分である。

③ *Heydenricus archidiaconus Hildensemensis ecclesie*

この人物が一二五五年から八五年までの長きにわたってケレラリウス(カビートルの物質的給養を主務とする)の職にあったハイデンライヒ・フォン・ズーリンゲン(*von Sulingen*)であることを確認するのはた易い⁽⁹⁾。しかし、ズーリンゲン家そのものは、ラマイが何の証拠も挙げずに「ヒルデスハイムならびにブラウンシュヴァイクのミニステリアール家」(九三頁)と一言で片付けているほど自明の存在ではない。ズーリンゲンという地名を今日の *Seulingen* (*Düsterstadt* の西北)にみる点では諸研究者の意見は一致している⁽¹⁰⁾。しかし、何分にも残存史料が余りに断片的なため、同家については、身分関係一つにしても確実なことはまだ言われていない。十二世紀末くらい、恐らくその一門に属するとみられる人たちが、ブラウンシュヴァイク公、ヒルデスハイム司教、ヴォールデンベルク伯のもとでときどき証書に名を残しているが、それらへのミニステリアリテート関係を結論するに足る証拠はない。むしろ、同家と帝国都市ゴスラーとの深い関係⁽¹¹⁾、同家の所領中心が旧王領のただ中にあること、その他の諸事情を考えあわせると、ズーリンゲン家は少なくとも元来は帝国ミニステリアールに属していたのではないかと推測されるのである⁽¹²⁾。

④ *Johannes decanus ecclesie sancti Andree* 都市ヒルデスハイムの主要教区教会でもあるアンドレアス教院のデカン職は一二四〇年から六五年までヨーハン・フォン・ゲッティンゲン(*von Göttingen*)によって担われていたが、今日までのとこ

るこの人物が何者であるかは分っていない。しかし、かれが都市ゲッティンゲンの並の市民でなかったことは、つぎの二つの事実からして明らかである。すなわち、一二五一年教皇インノケンティウス四世はヒルデスハイム司教ハインリヒとブラバント公妃ゾーフィエの取りなしに基づき、かれのために二つの聖職禄を用意するようバーダーボルン司教に依頼した。司教ハインリヒの方も気になるが、それにもましてゾーフィエの属するルートヴィンガー家は対立国王ハインリヒ・ラスベを生んだドイツ第一級の貴族であり、彼女は男系の絶えた同家の相続人の地位にもあった。もう一つの事実は、ヨーハン・フォン・ゲッティンゲンの死後、帝国直属のガンダースハイム女子教院長マルガレーテ・フォン・ブレッセがかれの回向のために年一ポンドの聖祭基金を設定したことである。しかし、これらの人物とヨーハンを結ぶ糸は、いづれもこれ以上にはとどかず、また両者をいかに合わせてみても、かれについて何らかの意味ある推測は浮び上って来ない。

⑤ *Harmanus scolasticus* これは一二五一年にドームヘルとして初出し、五五年から六二年までシヨラストアー(聖堂附属学校の管理が主務)の任にあったハルトマン・フォン・ミンデン(von Minden)である。かれの属するミンデン家は十三世紀三〇年代いらい、都市ヒルデスハイムの各種の証書に *Canonicus* ないし *burgenses* としてしばしば現われる在都市最有力の一家であって、一二四六年の史料によれば、当主のアルノルトは司教からヒルデスハイムのフォークトに任命されていたことが分

る。また、史料的に確認しうる限り初期の市参事会のメンバーには、必ずミンデン家の者が発見され、かれらは証書の証人欄においてしばしば市民の筆頭に位置している。さらに一二四〇年から五三年まで司教座聖堂のカノニクスであったゲイロルト・フォン・ミンデンも明らかに同家の出身であり、一家から連続二人のドームヘルを出すというこのような事実は、ミンデン家の並々ならぬ勢力を物語るものであろう。しかも、もう一つ極めて興味深いことは、ハルトマンの遺言からすると、かれとホーヤー・フォン・ホーエンビュッヘン(後述⑦の人物)との親族関係さえ推測されるのであり、それが事実となると、ここにわれわれは貴族と市民との親族関係という従来は予想もされなかった事例を見出すことになる。

⑥ *Henricus de Brema sacerdos* この人物は一二三八年から七〇年まで、主として司教文書の証人欄にしばしば名をとどめているが、その出身家門を疑門の余地なく指し示すような情報はない。そこで、問題になりうるフォン・ブレイメン家を広く北ドイツの地域に求めてみると、一つはブレイメン大司教の最も古いミニテリアール、もう一つは、オルデンブルク伯の片腕ともいべきミニステリアールが視野に入ってくる。ラストの研究によれば、オルデンブルクのブレイメン家は前者から分れた一統とオルデンブルクの有力家門との婚姻によって成立した家柄だといわれる。また、ブレイメンのブレイメン家は十一世紀末いらい常に大司教の側近にあって各種のホーフアムトを務め、十二世紀にはブレイメン市のフォークト職を世襲的に行

使していた。⁽²²⁾したがって、両者とも自己の子弟のためにヒルデスハイムにカノニクスの聖職禄を獲得するのに十分な名声と実力を備えていたとみられるわけだが、ただ一つ、両家に典型的な名前 (Leinane) の比較からして、問題のハインリヒはブレーメンのフォン・ブレーメン家の一員たることが、極めて高い蓋然性をもって結論されるのである。⁽²³⁾

① *Sibodo de Scharfede dyaconus* 一二三〇年から一二六五年まで、五〇点近い証書に登場するこのドームヘルは、ハルツ山塊の南西端に本拠を構えるシャルツフェルト伯家 (von Scharfeld) の出身である。同家は十二世紀前半、国王の近くにあつて活躍した栄光の歴史をもつたのち、十三世紀中葉にはヴェルフエン公家の進出に押されて衰勢を示し、十三世紀後半にはその自立性を損なうに至つた。⁽²⁴⁾十四世紀初頭、ハルバースユタットのドームヘル・ハイデンライヒの死とともにこの伯家は断絶する。

② *Henricus de Schalkeberg dyaconus* 一二六六年一月四日に死去するまでドームヘルとして活動したこの人物は、ラマイの指摘する通り (四六頁) ミンデンの貴族ヴィデキント・フォン・シャルクスベルク (von Schalksburg, von Berge) の息である。ミンデン市の対岸、ヴェーザー川沿いの要衝に堅固な本城を構える同家は、ミンデン司教教会の世襲フォークタイを手中にして司教領国の動向に大きな影響力を及ぼした。⁽²⁵⁾十三世紀にはミンデン、フェルデン、ヒルデスハイム各司教座教会に一門からドームヘルを送り、十四世紀後半にはヒルデスハイ

ムの司教を二人も輩出している。ただ、同家の政治・社会的利害関係は、もっぱらミンデンを中心とするヴェーザー中流地域に限られ、ヒルデスハイム司教領国との直接的関係はない。

③ *magister Iohannes dyaconus* 「上申書」には名前しか分らないヨーハンが三名もいるが、すでに②と④が確認されているので、残るはしばしば、*magister Iohannes domini Volmann filius* (フォルクマー殿の息) として同時代の史料に現われるヨーハンだけである。フォルクマーは注目に値するヒルデスハイム市民であつて、通常は *dives* (富者) の呼名を重ねて称され、十三世紀初頭の諸史料では明瞭に *mercator* (商人) と述べられている。しかも、かれは一二三二年、かれ自身にあつた聖堂参事会の証書中で、*ministerialis ecclesie nostre at nostre civitatis civis Volmannus nomine* と明言されている。⁽²⁶⁾

この時かれは総計二〇〇フントもの大金を聖堂参事会のために用立てているのであるが、同じように一二六八年には、今度はドームヘル・ヨーハン自身が財政難に悩む聖堂参事会のため、所領購入費五〇マルク (銀) を支出している。⁽²⁷⁾ 修士の学位をもつドームヘルが再三にわたり公式証書のなかで、「富者フォルクマー殿の息」とわざわざ称ばれる異例さをも考え合わせれば、かれの地位は「教会のミニステリアルにして都市の市民」たる「商人」フォルクマーの図抜けた財力に負うものだったとみてよいだろう。

④ *Theodericus cantor* 一二六〇年前後にドームカントル (典礼を司る職務) を務めていたのは、デイトトリヒ・フォ

ン・アーデンゼン (von Adensen, Adensis) である。アーデンゼン家はヒルデスハイムの西方二十余軒、ミンデン司教管区内に本拠を構える中位以下の貴族であつて、一三二五年に家系が断絶するまで、一応独立したヘルの地位を保ちつつも、事实上はヴェルフエン公家に対する政治的従属関係を濃厚に示していた。⁽³¹⁾ この貴族のヘルシャフト基盤については、まだ立ち切った研究が行なわれていないが、十三世紀後半に同家が手離した所領、諸権利から逆推して、その少なからざる部分はヒルデスハイム司教のレーンから成りたつてゐた。⁽³²⁾

⑪ *Vulradus prepositus Monis sancti Mauricii* この人物は、一二五七年モリッツ教院の院長として初出してから約五十年の長きにわたつて常に司教の近くにあり、夥しい数の証書に活動の痕跡を残したフォルラート・フォン・ゴスラー (von Goslar) である。⁽³³⁾ 帝国都市ゴスラーをもつて自らを称ぶこの家門は、十二世紀中葉という早い時期に同市のフォークトを務めているヴィデキント、一一八八年皇帝フリードリヒ一世の証書にノイヴェルク修道院の建立者として現われるフォークト・フォルクマー以来の、いわばフォークト家系であり、恐らくそのことがフォン・ゴスラーというヘルクンフツナーメの由来を説明するものであらう。⁽³⁴⁾ 同家の身分帰属については、従来、それをゴスラーの市民と考える説が立てられていたが、最近の諸研究は一致して同家が帝国ミニステリアーレに属する領主的存在であることを確認してゐる。⁽³⁵⁾ 一二五八年ブルカルト・フォン・ゴスラーなる *miles* (騎士) がヒルデスハイム司教からデーベ

ナウ城の一部を受封しているが、⁽³⁶⁾ ゴスラー家の司教に対するミニステリアリート関係は実証されていない。

⑫ *Theodericus de Appolde dyaconus* ヴァイマル東方の小都市アポルダを本拠とするこの家門は、テューリンゲンにおけるマインツ大司教の最有力ミニステリアーレである。十二世紀中葉いらい、エアフルトを中心とする強大なマインツ領の管理は、大司教の世襲総代官 (*vicedominus, Vitztum*) たる同家の手中にあつた。ドームヘル・ディートリヒは一二五三年から五五年までの七点の文書と、本「上申書」に名をとどめるのみである。十二世紀末から一二三六年までハルバーシュタット司教座聖堂参事会員であつたコンラート・フォン・アポルダも同家の出身である。⁽³⁷⁾

⑬ *magister Leonius dyaconus* このドームヘルは一二四〇年から一二七七年まで三十点以上の証書の証人を務め、五〇年代には司教の書記 (*notarius*) であつたことも分るが、その特徴的な名前にもかかわらず、何ものであるかを特定することはできない。⁽³⁸⁾

⑭ *Hallo dyaconus* この時代に、ハルトという特徴的な名前をもつたドームヘルは一人しかいない。一二五八年の文書に *Hallo de Weie* として現われる人物であり、かれは六四年以降エルスブルク (Oelsburg) 教院の院長を兼ね、七〇年から四年間は大聖堂参事会のブロープストを務めた。恐らくその同族と思われるコンラート (*Cono dictus de Weie*) も、一二七〇年いらい、ドームヘルならびにエルスブルク教院長として、しば

しは証書の証人欄に登場する。ヴァイエ家は元来、リユネブルク南方、今日では Kirchweyhe とよばれる集落を故地とする古い貴族であったと考えられているが、この時点では主としてフェルデン司教およびホーヤ伯の周辺において活躍しており、恐らくそのどちらかとの間にミニステリアリテート関係を結んでいたものと思われる。⁽⁴³⁾

⑮ *prepositus Albertus sancte Crucis* これは一二四七年から六四年まで聖十字教院の院長であり、また三四年から五九年にかけてゴスラーのペーターズベルク教院の院長をも務めたアルバート・フォン・エーヴァーシュータイン (von Everstein) である。エーヴァーシュータイン家は、ヴェーザー中流・上流地方にかなりの勢力を誇ったグラーフであり、⁽⁴³⁾ 東方フオークトラントの同姓貴族とも同族関係が認められている。同家は所領・権利関係のレベルにおいてはヒルデスハイム教会に対しそれほど深い繋がりをもたないのであるが、極めて注目されることに、この時期、同家はこのアルバートのほか、なお二人のドームヘル⁽⁴⁴⁾ (⑩と⑫)を同時に送りこんでいるのである。十三世紀の百年間をとってみれば、ヒルデスハイムにおける同家出身のドームヘルは六名を数える。十三世紀後半には、ベルトルド・フォン・エーヴァーシュータインというバーダーボルン司教座聖堂のカノニクスも認められる。この事態は決して同家の特別懸念な信仰心とか、一家の末弟たちに対する生活上の配慮といった動機から説明されうるものではない。むしろそこには、同家ととりまく厳しい領邦間関係の中で、その存立を主張していくため

に計られた人的布石という一つの政治的動機が働いているのを讀まないわけにはいかないのである。

エーヴァーシュータイン伯ほど党派的旗幟を鮮明に掲げた家門もこのあたりでは珍らしい。十二世紀中葉らしいのシュタウフェン対ヴェルフエンの大抗争においては、首尾一貫前者の側にたち、あらゆる戦線においてヴェルフエン家ならびに親ヴェルフエン勢力と闘った。十三世紀中葉、ヴェルフエン家の領土的拡張がヴェーザー中流域を指向するに及び、エーヴァーシュータイン伯は一門の存亡を反ヴェルフエン諸勢力との同盟にかけたが、結局その甲斐なく、八〇年代には公に対して全面的に屈服せざるをえなかった。このような同家の特徴的な立場を前提するとき、恐らくかなりの努力を払って獲得したと思われる三つのドームヘルポストは、ヴェルフエン公家に対する対抗勢力としてのヒルデスハイム司教領国に同家がかけた期待を表わしているとも見ても、あながち読みすぎとはいえない。

⑯ *Hermannus de Driborg archidiaconus in Solsehe* バーダーボルンの東二十軒のドリーブルク城をもって名乗るこの家は、バーダーボルン司教のミニステリアールである。一説によると、同家はバーダーボルン司教の筆頭家臣ともいへべきブラケル家 (von Brake) の分流ともいわれているが確証はない。⁽⁴⁵⁾ ドームヘル・ハインリヒは一二五三年いらい証人欄に登場するが、特に目立った活動の痕跡は残していない。

⑰ *Hermannus de Woltzenberge subdiaconus* この人物は大聖堂参事会主席ルードルフ (①) の従兄弟である。⁽⁴⁶⁾ かれは一

二四七年から七〇年にいたるまでドームヘルであったことが証明されるものの、ルードルフおよび甥のハインリヒ(後のヒルデスハイム司教)の陰に隠れた存在であつたらしい。

⑮ *Otto de Euersteyn subdyaconus* エーヴァーシシュタイン伯オットー五世とエルメンガルトの息であるオットーは、⑮のアルバートの甥にあたる。かれは、ヒルデスハイムのカノニクスであったほか、ヴェルフエン公家、ミンデン司教をまきこむ争いの焦点をなした都市ハーメルンの教院(フルダ修道院所有)においても院長の地位にあつた。⁽⁴⁷⁾

⑯ *Hilibrandus de Uslaria subdyaconus* このドームヘルの出身家門ウスラー家(von Uslar)は、南ニーダーザクセンの同名の城を本拠とする貴族であり、十三世紀中葉においてはかなり明瞭に親ヴェルフエン的立場をとつてゐた。⁽⁴⁸⁾一二七〇年にはアルブレヒト公の要請を容れて、自らの本城を開け渡し、ゲッティンゲン東方のグライヒェン(ヴェルフエン領)に転出した。公との間は事実上の家臣関係にあつたものとみてよいだろう。

⑳ *Hermannus de Dasle subdyaconus* バルバロッサの政治顧問ライナルト・フォン・ダッセル(von Dassel)によって高名なこの伯家は、ヒルデスハイム司教管区の南西端に接して本領をもつ中位の領主的存在であつて、十三世紀中葉いらい明らかにな没落傾向にあつた。ヴェルフエン家の進出によって促がされたその過程において、同家は主としてヒルデスハイム司教に支えを求め、この路線選択が結局、十四世紀初頭における全

所領の司教への売却、ヴェルフエン公による都市ダッセルの報復的破壊に結果することとなる。⁽⁴⁹⁾ダッセル伯家とヒルデスハイム教会との密接な関係は、同家出身のドームヘルが各世代途切れることなく送られていたことからうかがうことができる。⁽⁵⁰⁾

㉑ *Bernardus de Dorstat subdyaconus* 一二五七年から一三〇九年までの長きにわたつてドームヘルとしての活動が確認できるベルンハルト・フォン・ドルシュタット(von Dorstadt)は、この時点ではまだ若年だつたと思われる。ドルシュタット家はゴスラー北方に古い所領中心をもつ貴族で、十二世紀八〇年代には自領の上に修道院を建設、四〇フーヘ以上の土地、諸権利を寄進しているところから、当時の並々なぬ勢力を推測することができる。この家門については、ハーゲン家(von Hagen)、マイネルゼン家(von Meinersen)とつたニーダーザクセンの貴族を含む広い親族関係が認められているものの、その歴史を正面から扱つた個別研究はない。

㉒ *Lippolus subdyaconus* この人物が一二五九年に初登場し、一二七六年までドームヘルとして活動したリッポルト・フォム・アルテンマルクト(*de Antiquo foro, Veteri foro*)であることは疑いない。都市ヒルデスハイムの旧市場をもつて自らを称ぶこの家は、最も古いまた最も有力な司教のミニステリアールであった。⁽⁵¹⁾しかも、十二世紀三〇年代にヒルデスハイムのフォークトとして登場してから一世紀にもわたつてその地位を世襲的に保持したため、アルテンマルクト家の成員は、しばしば、*N. N. dictus advocatus*とも称はれた。また、同家は

十二世紀末以来聖ミヒャエリス修道院のフォークトを、十三世紀二〇—四〇年代には聖モリッツ教院のフォークトをも務めていることが実証される。⁽⁸⁴⁾しかし、十三世紀の四〇年代以降に相ついで行なわれた所領、諸権利の放棄は、すでに家門の衰運をはっきり物語ると同時に、このミニステリアールのヘルンシャフト基盤が決して小さくない所領、十分一税徴集権のほか、主として修道院領などの守護支配権にあったこと、それら所領、諸権利の多くが法的には伯家など貴族諸家のアフターレーンであったことを明らかにする。⁽⁸⁵⁾アルテンマルクトの名が示すように、同家は都市内に本拠を構えていたものと思われるが、⁽⁸⁶⁾述べたフォルクマーと異なり、史料の証人欄では常にミニステリアールース中に位置するだけで、一度も「市民」とはよばれていない。その違いは恐らく、一方のフォルクマーが商人活動に従事していたのに対し、アルテンマルクトの生活・活動様式は完全に役人的、領主的だったことによってもたらされたものと考えられる。⁽⁸⁷⁾

⁽⁸⁸⁾ *prepositus in Alsburg* 一二六〇年前後の史料四点から、エルスブルク教院(Oelsburg)の院長はハイインリヒという名前であることが分る。そして、一二六二年の一証書から、問題の人物がハイインリヒ・フォン・エーヴアーシュタイン(von Eversstein)たるものが割り出される。しかし、エーヴアーシュタイン伯家出身のこの第三のドームヘルと前述の二者⁽⁸⁹⁾、⁽⁹⁰⁾との続柄は分らない。

⁽⁹¹⁾ *Henricus subdiacon* このありふれた名前だけで特定の

人物を探し出すには、消去法によって最後に残るものを待つ以外に方法はない。かくして浮び上るのは、一二五三から一二七〇年まで約十名の証書に登場する *Henricus dictus Mortificator* ないし *Henricus Mortificatoris* という異様な名前のドームヘルである。*Mortificator* とは字義通りには「殺人者」、一般的には「刑吏」(Henker)を意味したといわれる。⁽⁹²⁾そして、われわれは十三世紀における都市ヒルデスハイムの多数の文書に、*Mortificator* をいわば名字とする一個の有力な市民家系を見出すのであり、一二五五年の一文書からすると、ドームヘル・ハイインリヒは市参事会員ジークフリート・モルティフィカートルの息たるものがほぼ確かに推測されるのである。⁽⁹³⁾ジークフリードは証人欄中、つねに市民最上位のグループに属しているが、かれの生活・活動様式は残念ながら不明である。なお、*Mortificator* 家は一度も司教のミニステリアールとはよばれていない。

⁽⁹⁴⁾ *Henricus dictus de Piscina subdiaconus* 十九世紀いらい身分帰属をめぐって大いに論じられた *de Piscina* (von Dike) 家については、それをゴスラー市外に本拠をもつ帝国ミニステリアールとみる点で最近の諸研究はすべて一致した見解に達した。⁽⁹⁵⁾こゝでは、帝国領ゴスラーの支配と防衛を任務とする多くの帝国ミニステリアールのうち、同家はほとんど筆頭に位置する実力を保持していたこと、および、十三世紀に入る「一族中の少なくともある分流は、ヒルデスハイム司教へのミニステリアリート関係に入っていること」⁽⁹⁶⁾の二点だけを指

摘しておく。

⑳ *Luppolinus de Ruestbergh subdiaconus* この史料がいには全く現われないドームヘル。ルステヘルクはアイヒスフェルトにおけるマイント大司教領の支配中心であって、同家は大司教の総代官 (*Vizum*) 職を預るミニステリアールであった。先々代のヒルデスハイム司教、すなわちヴェルフエン勢力に支持された対立候補を抑えて司教座に即いたハインリヒが、ルステヘルク家の出身であったことは記憶に新しいところである。⁽⁸²⁾

㉑ *Hoyerus subdiaconus* この人物は、二二五二年から七五年まで実在が証明されるドームヘル、ホーヤー・フォン・ホーエンヨックン (*von Hohenbuchen, de Alia fago*) であり、かれの死をもつて一つの古い貴族家系が断絶する。ヒルデスハイムの西南、ライネ川沿いの山合に拠るホーエンヨックン家は、ブラウンシュヴァイク公の先鋒ともいふべきホルムブルク家 (*von Homburg*) との激烈な争いに敗れ、同家の残存所領、諸権利は本城とともにホーヤーの姪を経て、司教のミニステリアール、ロヒンゲンツ家 (*von Rössing*) の手に移行する。⁽⁸³⁾ この貴族家とヒルデスハイム「市民」ミンテン家⁽⁸⁴⁾との親族関係についてはちぎりに示唆したところである。

㉒ *Jordanus de Blankenborch subdiaconus* ヨルダントという名前は、この人物がブラウンケンブルク伯家ではなく、ブラウンシュヴァイク公のミニステリアールの方のブラウンケンブルク家 (*von Blankenburg*) に属してゐることを明示する。⁽⁸⁵⁾ 同家は

すでにハインリヒ獅子公時代から内膳官 (*dapifer*) を務め、時には一門から献酌官 (*pinerna*) をも併せ出すなど、一貫して公家の権力中枢にその位置を占めていた。ドームヘル・ヨルダンはヒルデスハイムを遠く離れたメックレンブルクの地において、ヴェルフエン公家と親族関係にあるカミン司教ヘルマンの証書にしばしば登場するものも、かれの出身家門ブラウンケンブルク家の右に述べたような立場に由来するものと思われる。

(1) 拙稿「十三世紀中葉におけるヒルデスハイム司教領」八五頁注(30)参照。

(2) この伯家については Petke, Wolfgang, Die Grafen von Voltingerode-Woldenberg. Adels Herrschaft, Königstum und Landesherrschaft am Nordwestharz im 12. und 13. Jahrhundert. Hildesheim 1971. を参照。

(3) Westfälisches Urkundenbuch. Bd. 4. bearb. v. R. Wilmans u. H. Finke. Münster 1877. S. 460, Nr. 891.

(4) Lamay, G. a. a. O., S. 87. 以下本書に引用する場合は、本文中にローマ数字のみを挙げる。

(5) Hanneken. M. a. a. O., S. 154. (前節注(2))

(6) Schulte, Aloys, Der westfälische Adel und die Kirche im Mittelalter. in: Munst. Anz. Jg. 1910. Anbn. Hermann, Die Verwaltungsorganisation des Fürstbistums Paderborn im Mittelalter. Berlin 1911. Hillebrand, Werner, Besitz- und Standverhältnisse des Osnabrücker Adels bis 1300. Göttingen 1961. 等(8)他家数の文献

にのりての言及すむなる。

- (7) 上の確證を筆者に可能ならしめたのは Osnabrücker Urkundenbuch. hrsg. v. F. Philippi und M. Bär. Bd. 2. S. 78f. の一証書(1111年)に於てある田圃の圖に於て「Jonathas de Avarie」の名が記されている。この名は *Jonathe de Shilzee* の變名である。(8) Forst-Battaglia, Otto, Vom Herrenstande. I. 1915 Leipzig S. 72 に於て「ノット家は1311年以前に於て初めて出現する。」(9) UB. H. Hild. II. 972. 1255 Mai 21; 1109. 1259 (vor August) 等の聖。(10) Haendle, Otto, Die Dienstmannen Heinrichs des Löwen. Stuttgart 1930. S. 50. Lubenow, Herwig, Die weltlichen Ministerialen in Sachsen. Ein Beitrag zur Landesgeschichte der Staufferzeit. Diss. phil. Kiel 1964. S. 409ff. Wilke, Sabine, Das Goslarer Reichsgebiet und seine Beziehungen zu den territorialen Nachbargewalten. Göttingen 1970. S. 149ff. Deich, Werner, Das Goslarer Reichsvogteigeld. Staufische Burgenpolitik in Niedersachsen und auf dem Eichsfeld. Lübeck 1974. S. 172. Petke, Wolfgang, Pfalzstadt und Reichsministerialität. Über einen neuen Beitrag zur Reichsgut- und Pfalz-forschung. in: *Bll. f. dt. Landesgeschichte*. 109. 1973. S. 301.
- (11) 1151年の前に Giselher von Sulingen がフランク王国のカーンタウを封領した(UB. Goslar. I. 606. S. 562) だが、1154年 Dietrich von Sulingen がフランク王国を封領した(UB. Goslar. II. 26. S. 124ff.)。
- (12) Uymeyer, Dietrich, Die Herren von Oldershausen und die Herausbildung des Gerichts Westerhof. Hildesheim 1977. 44頁 Deich, W. a. a. O. に於ては「50年代に於て」の語句を参照。
- (13) Petke, W. Pfalzstadt und Reichsministerialität. a. a. O., S. 301 に於て「この年代を参照して」を参照。
- (14) Westf. UB. V. S. 239. Nr. 522.
- (15) 44頁の「聖堂」に於ては「聖堂」に於ては「聖堂」を参照。
- (16) ノット家の「Patze, Hans, Geschichte Thüringens. 2. Bd. 1. Teil. Hohes und spätes Mittelalter. Köln/Graz 1974. S. 43ff. 等を参照。
- (17) UB. H. Hild. II. 288. Gandersheim 1271 September 8. 「ノット家の」に於ては「Götting, Hans, Das reichsunmittelbare Kanonissenstift Gandersheim (Germania Sacra. NF. 7. Das Bistum Hildesheim. 1.) Berlin 1973. S. 310f. 等を参照。
- (18) Urkundenbuch der Stadt Hildesheim. hrsg. v. R.

- Doebner, I. Hildesheim 1881. S. 90f. Nr. 188. (以下 UB. St. Hild. I. の登記参照)
- (97) UB. St. Hild. I. 231. 1253 April 19. この証書はアルノルトの寡婦が都市近郊マリヌンミットチマの三ノ一へと十分一税(司教のノーン)を司教に売却したものであるが、この文書から修士ゲロントゥスがミンチン家の出身者であることが分る。
- (20) UB. St. Hild. I. 287 [1258-1260] 遺言の中ハインツ・ト・²⁴ *Hoierus* なる人物の口占の語「タクト」の語の語彙表(*prebendas meas*)を遺贈しつぎの「その際かれを *cognatus meus* といふべし。それ」(1258-1260)年の時点でおさるヘーントノの中ハルヘーヤーなる各前の者はヨハン・マンツの「*Hoierus Wulfgyrove*」の *Hoierus de Alta fago* の二名が問題になる。しかし、前者に関する資料は余りに少なうため、最終結論は留保しつつ、この二名は後者の可能性をより高うものと考へべきであらう。
- (21) Last, Martin, Adel und Graf in Oldenburg während des Mittelalters. Oldenburg 1968. S. 87ff.
- (22) Trüper, Hans G., Adelfamilien mit dem Namen „von Bremen“. Ursprung und Zusammenhänge, in: Norddeutsche Familienkunde. 23. 1974. S. 5ff.
- (23) オルトマンツの「*ノルメン*」家では Albero, Gerhard, Oltmann がい、ライントナーメ、ヘンリッヒ、Heinrich など名前前を全く欠けているのに対し、*ノルメン*の「*ノルメン*」家に
- あつた Siegfried, Heinrich などの名前も類案に見られる。十三世紀中葉の証書には、同家の中心人物の *Syfridas et Henricus fratres de Brema* であることが、*ノルメン*の名前をよりよく示している。Breimisches Urkundenbuch. hrsg. v. D. R. Ehmek. I. 1863 (Neudruck 1978), 223, 276, 300, 302, 339, 346, 352 等の脚を参照。
- (24) Mascher, Karlheinz, Reichsgut und Komitat am Sudharz im Hochmittelalter. 1957. S. 33ff. Meier, Rudolf, a. a. O. 前掲註(97) S. 326.
- (25) UB. H. Hild. III. 94. S. 50. Anm.
- (26) Ortsmanns, Kurt, Das Bistum Minden in seinen Beziehungen zu König, Papst und Herzog bis zum Ende des 12. Jahrhunderts. Bensberg 1972. S. 49, 84f. 88.
- (27) UB. H. Hild. II. 558, 559, 915, 1092, 1139, 1140, 1157. 等の脚。
- (28) UB. St. Hild. I. 61 (1210), 66 (1212), 69 (c. 1211-1213).
- (29) UB. St. Hild. I. 123. Hildesheim 1232 Juli [16].
- (30) UB. St. Hild. I. 317. Hildesheim 1268 Dezember 8. そのなかの「聖堂参事会」の「*ノルメン*」の住む館(「*ノルメン*」)の近くの養魚池などの権利を譲り渡した。なか、*ノルメン*家の財力を示す史料としては、UB. St.

- Hild. 332, Hildesheim 1272. April 16. 参見前記。
- (31) 先々代司教ハインリッヒの選出をめぐる紛争の際、マートリヒがカローナル内の少数派を率えて、マートマン公の支持する対立候補を推したことは、この間の事情を何れも雄弁に物語る。前掲拙稿三五頁以下参照。
- (32) UB. H. Hild. III 43, 466, 470, 607, 794, 832, 837 等の他多数。
- (33) Wilke, Sabine, a. a. O., (註9) S. 165f. Anm. 698.
- (34) UB. Goslar. I. 209, 212, 214; I. 320, 1188 August 28.
- (35) Petke, W. a. a. O., S. 301. Deich, W. a. a. O., S. 181f. Wilke, S. a. a. O., S. 168ff. (注9) (注10)
- (36) UB. H. Hild. II. 1041, 1043.
- (37) Patze, H., a. a. O., (註9) S. 199f. 303ff.
- (38) Meier, R., a. a. O., S. 229.
- (39) UB. H. Hild. II. 569, 892. 西文書に現存する証人は貴族カーマンヨハン家と関係の深いものが多い。あつた中には *magister Leonius* が連なつて居る。このから、或は同家の親族圏に属する人物かとも推測されるが、ポータの研究による限り、カーマンヨハン家にはレオという名前の男子が認められなかつた。この推測の線は消して置かざるをえなかつた。 Bode, Georg, Die Herrschaft Hohenbichen und ihre Besitzer. Eine geschichtliche und familiengeschichtliche Studie.
- in: Jahrbuch d. Braunsch. Geschichtsvereins. 6. 7, 1907, 1908.
- (40) UB. H. Hild. II. 1074. Hildesheim 1258 Juli 4.
- (41) UB. H. Hild. III. 326. 1273 April 8.
- (42) カートマン家に関する今日まで満足な研究はなされて居ない。そのことについては *Genealogisches Handbuch der adligen Häuser*. bearb. v. Ehrenkrook, H. F., Bd. 24. Limburg 1960. S. 506. Jürgens, Otto, Die Stände im Fürstentum Lüneburg in der Mitte des 14. Jahrhunderts. in: Z. d. Hst. Verein f. Niedersachsen. Jg. 1889. 1892. 等の他を参照。なかき、マートマン(九七頁)が指摘した国王文書中の *Albertus de Weie* なる伯爵問題のカーマン家との関係は、そのカーマンにまつた疑念をさげなかつた。
- (43) Spicker, B. Ch. v., Geschichte der Grafen vom Everstein und ihrer Besitzungen, mit Urkundenbuch. Arolsen 1833. Schnath, Georg, Die Herrschaften Everstein, Hornburg und Spiegelberg. Grundlegung zur historischen Geographie der Kreise Hameln und Holzminden. Göttingen 1922.
- (44) その際、伯は本城その他の自有地をケルン、マインツ、ノーターボレンなど聖界君主にさしだして、レオンとして再取得するにまつた。それら諸勢力の庇護を求めた。 Schnath, G. a. a. O., S. 11ff.

- (14) Hanneken, M., a. a. O., (権領荘) S. 134f. 其の
 中より考ふるべきを附載参照。
- (15) Petke, W., a. a. O., (荘) S. 118. 其の考ふるべき
 采区参照。
- (16) Spilcker, B. Ch. v., a. a. O., Urkundenbuch. 85.
 101, 102a, 103, 113, 116, 117, 119, 120a. 其の考ふる
 参照。
- (17) Uslar-Gleichen, E. Freiherr v., Beiträge zur Ge-
 schichte der Freiherrn von Uslar-Gleichen. Hannover
 1888. Genealogisches Handbuch d. adligen Häuser. Bd.
 30. 1963. S. 437.
- (18) 13世紀に於ては Bertram, A., a. a. O., S. 300f,
 其の考ふるべきに於ては Schildhauer, Johannes,
 Die Grafen von Dassel. Herkunft und Genealogie.
 Einbeck 1966 S. 42ff. 参照。
- (19) 13世紀に限ってのライノルトの
 ヨーハンの兩名が確認され、14世紀初頭からはディート
 リヒがそれに続く。
- (20) UB. H. Hild. I. 473. Hildesheim 1189.
- (21) Meier, R., a. a. O. (権領荘) S. 253f.
- (22) その身分的起源については、かつてヴァンデルボ
 ルグの間で異なる見解が表明された。そして、現在の研究段
 階においても、素材の上で注目に値する新発見はなされ
 べきであらう。起源については推測はなご控えておくべきであらう。
- (23) Wittich, Werner, Aikfreiheit und Dienstbarkeit
 des Uradels in Niedersachsen. Stuttgart 1906. S. 97ff.
 Bode, Georg, Der Uradel in Ostfalen. Hannover 1911.
 S. 233ff.
- (24) UB. H. Hild. I. 526 [1196-1197]; II. 270, (1229)
 Aug. 15; 330, 1232 Mai 11; 390, 1234 Juni 9; 641,
 1241 Nov. 24.
- (25) 若干の例だけを挙げておく。Wülfinghausen の領
 有権、裁判権はラウターベルク伯のマンターマンの
 子 (UB. H. Hild. II. 653) 子、マウツベルク修道院領
 全額に對するマンターマンの、マンターマンの伯の
 マンターマンの (UB. H. Hild. II. 964)。
- (26) 最近の諸研究が一律に強調しているのは、*cives*,
burgenses 概念は何れもまた「都市内居住」という事実
 と関連するのだ、という点に十分注意すべきである。同
 時、この概念が *cives* の中のドミナントな生活・活動様式に引
 き寄せられて、都市居住者の非役人的、非領主的な部分を
 限定的に表現する傾向のあったことも忘れてはならぬ。
 前掲荘(7)の諸論文及び「Fleckenstein, Josef, Minis-
 terialität und Stadtherrschaft. Ein Beitrag zu ihrem
 Verhältnis am Beispiel von Hildesheim und Braun-
 schweig. in: Festschrift für Helmut Beumann. Sigma-
 ringen 1977. S. 349ff. 参照。
- (27) Westfälisches UB. VI. 769. UB. H. Hild. III. 32.

(41) ヒルデスハイム司教座聖堂参事会の人的構成

- (58) 「刑史」を意味する苗字の問題、ひろく「刑史」の社会的地位の変化については、阿部謙也『刑史の社会史——中世ヨーロッパの庶民生活』一九七八年を参照。
- (59) UB. St. Hild. I. 165, UB. H. Hild. II. 964.
- (60) 古く見解に⁽¹⁾つゞきは例え⁽²⁾ Bode, G., a. a. O., S. 128ff. 新近の研究としては例え⁽³⁾ Wilke, S., a. a. O., S. 153ff., 164ff. を参照。
- (61) UB. H. Hild. II. 578 (1240).
- (62) 前掲拙稿、三五頁以下参照。
- (63) Bode, G., a. a. O. (注⁽²⁾) S. 111ff. Petke, W., a. a. O., (注⁽²⁾) S. 184ff.
- (64) Schmidt, Gustav, Zur Genealogie der Grafen von Regenstein und Blankenburg bis zum Ausgang des 14. Jahrhunderts, in: Z. d. Harzvereins. 22. 1889. Lubenow, Herwig, Die welfischen Ministerialen in Sachsen. Ein Beitrag zur Landesgeschichte der Staufzeit. Diss. phil. Kiel 1964, bes. S. 58ff. 99f.

四

以上、一二六〇年の「上申書」に列挙されたヒルデスハイムの司教座聖堂参事会員を個別的に検討した。そこにはかなり興味深い多くの事実が含まれているのである。

身分	人数	百分比	う ち わ け
Edelfreie	14	48.3	Herzog 1, Graf 7, Freiherr 6
Ministerialen	11	37.9	Reichs-M. 3, Hildesh. M. 2, その他 6
Bürger	2	6.9	
Unbestimmt	2	6.9	

研究課題である。

が、既に許された紙数を大幅に超えてしまったこの場では、検討結果にみられる若干の特徴を箇条書き風に記して一応の結論にかえるほかはない。

一、司教に選出されたオットー・フォン・ブラウンシュヴァイクを加えて二九名のドームヘルを、ラマイと同様な身分概念にしたがって分類すると、表のような結果がえられる。シュルテの概念を使えば、典型的に「身分混合的」なカピートルである。身分構成という点だけに限って周辺の司教座教会と比較するならば、ヒルデスハイムはパーダーボルン、ミンデン、オスナブリュック、ミュンスターなどと似ており、圧倒的に貴族的な構成をもつハルバーシュタットと鋭い対照を示す⁽¹⁾。この違いの背景に何があるのか。興味深い今後の

二、全体として貴族優位の傾向がみられる中で、ミニステリアーレン出身者についても一種の家格といったものが物を言っているように思われる。「上申書」には登場しないが、十三世紀前半にはバールム (von Barum)、ボーデンシュタイン (von Bodenstain) といういずれもゴスラーの帝国ミニステリアーレンがドームヘルを送っている。⁽²⁾ プレーメン、アルテンマルクト、ブランケンブルク、ルステベルクといった諸家はいずれも、すでに十二世紀前半には貴族と同様、一族の名をもって称されたほどの古い家柄をもっていた。領主的實力においてはこれらに勝るとも劣らないミニステリアーレンは多数存在していたにもかかわらず、それらの子弟はカビーテルに席をもっていない。

三、右のことと照し合わせて一層注目されるのは、都市ヒルデスハイムの市民的要素の進出である。「市民」にして「ミニステリアーレ」たる「商人」フォルクマーを加えて一〇%強にのぼる割合は、すでに、ラマイの計算した一五〇〇年以前のドームヘル総員中に占める「市民」の総比率一四・六%に近づいている。(三七頁)

四、国制史的観点からして重要な意味をもつ事實は、

ドームヘルの中に領邦所屬^{フントゼン}のものが極めて少ないということである。そうしたものとしては、ミニステリアーレンの二名と市民の二名を数えるのみで、かれらはいずれも都市ヒルデスハイムに本拠をもつ。これは、領邦に所属し、領邦の軍事的防衛と内部行政を担当する多数の有力ミニステリアーレンの存在を前提するとき、決して予想通りの観察結果とはいえない。司教のミニステリアーレンのうち、「上申書」には現われないけれど、十三世紀中葉までにドームヘルを出したところのあるのは、このほかに世襲侍従官職⁽³⁾ (camerarius) のトッセム (von Tossen) 家だけである。つまり、ドームカビーテルは領国的意志形成の最も重要な機関なのであるが、この場合、領国的意志形成機関は領国内の指導的諸力によって構成されるという常識はひとまず放棄してかからなければならぬ。

五、ドームカビーテルは、ヒルデスハイムをとりまわかなり広い地域の貴族諸家、および貴族に劣らぬ實力と名望のあるミニステリアーレン諸家の出身者によって構成されていた。その地理的分布について一応のイメージを得るため、司教管区を地理的枠組にとって分類すれ

ば、ヒルデスハイム司教管内にシュタムジッツをもつものが十名で一番多いが、マインツ、バーダーボルンもそれぞれ六名を数え、その他はミンデン二、ハルバーシュタット二、フェルデン一、ブレーメン一、不明一となる。

六、各ドームヘルは、出身家門の期待を担い、恐らく多くの場合にはその家門的利害に副うような形で参事会内での行動を選択したのであろう。しかし、まさにこのことがヒルデスハイムの場合には、いかなる家門も自らの利害のもとに参事会を従属させる可能性をもちえないという事態を生みだす窮極の原因であった。というのは、当時の領国間関係を前提した上で、意味ある諸勢力の組み合わせをどのように試みてみても、参事会の多数を占めるようなブロックは全くできないからである。例えば、図抜けて強大なヴェルフエン家を軸にとつた場合ですら、親ヴェルフエン勢力は公自身を含めて五名にすぎないのに対し、反ヴェルフエン勢力は、それを公然たるものに限っても十一名以上にのぼるのである。筆者が冒頭でふれた司教オットーの在位中の態度は、恐らくこうした事情によって規定されていたはずである。領邦君主として

の司教は、いかなるハウスマハトを背後に負うものであれ、政治的行動の選択に当って、ドームカピータルの意志による拘束を強く受けていた。そして、ヒルデスハイムのような人的構成のもとでは、カピータルの意志は、傾向的に、諸家門の部分的利害を抑えて、より客観化された領国の利害を追求する方向で形成されざるをえなかったのである。

(1) 第二節、注(2)の諸文献、ハルバーシュタットについては、注(3)の文献とりわけ七五頁を参照。

(2) この両家については、Petke, W., a. a. O., S. 87f. Wille, S., a. a. O., S. 62. Deich, W., a. a. O., S. 95ff. を参照。

(3) これも一一一三年いらい実証される最も古いミニステリアールであり、十三世紀前半までに一族からあわせて四名のカノニクスを大聖堂に送っている。十三世紀末にも同家出身のドームヘルが認められること、十三世紀五〇—六〇年代にはデイトリヒ・フォン・トツセムというドームヘルがブレーメン大司教座教会で活躍していることからみて、同家が「上申書」の時期、ヒルデスハイムにカノニクスを送っていないのは、一家の中に人的余力がなかったためだと考えられる。

(4) もちろん、国制全体の問題とすれば、領国内の指導的

諸力の意志が排除されたままで事が済むはずはない。そこに、ドームカビートルとは別に、折々の聖俗実力者によって構成される司教の顧問会議が不可欠となるし、また時代が降れば、身分制議会におけるラントリッターのクーリアが必然化する。

(5) ドームカビートルがより客観化された領国的利害を積極的に追求することのもう一つの背景としては、カビートル

の経済的基盤である広大な大聖堂参事会領(ドームプロイブスタイ)の存在を忘れてはならない。ここでは、カビートルが全体として領主的支配者の立場にあることは言うまでもないが、ヒルデスハイムの場合、ドームプロイブスタイはまさに領国の中心部分に集中的に配置されているのである。

(一橋大学教授)